

第 8 部 ー 第 2 「21 世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
職員定数見直し数	「行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」の策定にあわせて 数値を明らかにします。			

行財政改革の推進における職員定数見直し状況を示す指標です。「行財政改革アクションプラン 2010」に基づき、平成 16 年度当初に、1,113 人だった職員数は、平成 22 年度当初には 1,026 人となり、87 人の削減を行いました。「行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」に基づき、引き続き着実な行財政改革の推進を図ります。

行政指標	計画策定時の状況 (平成 21 年)	目標値 (平成 23～平成 34 年)
経常収支比率	88.3%	概ね 80% 台を維持 (特殊要因による場合にあっても 90% 台前半に抑制)
公債費比率	7.6%	概ね 10% を超えないこと
実質公債費比率	5.1%	概ね 7% を超えないこと
人件費比率	16.9%	概ね 24% を超えないこと

「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」、「人件費比率」の 4 指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底等を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

II 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 計画の策定と推進

(1) 「行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」の策定と推進	◎ ① 「行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」の策定と推進
------------------------------------	------------------------------------

2 自治体経営の確立

(1) 財政基盤強化に向けた取り組み	※ ① 市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立
	② 受益負担の公平性向上に向けた各種料金・手数料の見直しの推進
	③ 税源の涵養に向けた企業誘致条例の制定等の地域成長戦略の推進
	④ 市税収納率の向上
	⑤ 市税等の納付機会の拡大
(2) 経費節減の一層の推進と公共サービスのあり方の検討	◎ ① 市業務の民営化・委託化の一層の推進
	◎ ② 提案型アウトソーシングの導入と推進
	※ ③ 指定管理者制度の検証と活用
	※ ④ 市政窓口の民間委託化の推進
	※ ⑤ 市政窓口の今後のあり方の検討
	※ ⑥ コンビニ交付の拡充及び住民基本台帳カードの普及促進
	※ ⑦ 外国人住民の住民基本台帳への移行
	⑧ 市民保養所箱根みたか荘、川上郷自然の村の管理・保有等あり方の検討
	⑨ 公聴・相談・苦情等を行政サービスの改善につなげる仕組みの構築

(3)人財育成の充実	◎ ①人財育成システムの検証・改善
(4)柔軟で機動的な推進体制の整備	◎ ①組織、職員定数の見直し
	◎ ②戦略的評価・予算編成の推進
	◎ ③事務分掌、専決規程の見直し

3 透明で公正な行政の確立

(1)積極的な情報公開・情報提供等の推進	※ ①広報紙、ホームページ等による情報提供の充実
	※ ②市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)
	※ ③市ホームページのウェブアクセシビリティの向上 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)
	※ ④公文書の適正管理
	⑤自治体経営白書の発行
	⑥情報共有を旨とした情報公開・情報提供の推進
(2)公聴・オンブズマン・監査機能の拡充	①市民相談の充実
	②総合オンブズマン制度の充実
	③市長と語り合う会の実施
(3)契約制度の見直し・改善	①入札制度の改善
	②随意契約業務の見直し

4 都市再生の推進

(1)都市再生の推進	◎ ①「公共施設維持・保全計画 2022(仮称)」に基づくファシリティ・マネジメント(注1)の推進
	◎ ②公共財産の合理的な所有・利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」(PRE-パブリックリアルエステート)の確立
	◎ ③公共施設の適正かつ効率的な管理体制の確立に向けた取り組み
	※ ④固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備等による資産・債務管理の取り組み
	⑤低未利用資産の処分・有効活用
(2)市庁舎の整備	◎ ①市庁舎建替えプランの検討
	◎ ②第二分庁舎の建替え

5 都市自治の確立

(1)自治基本条例の普及・啓発	※ ①自治基本条例の普及・啓発
	※ ②パブリックコメントの推進
	※ ③市民会議、審議会等への無作為抽出方式による市民参加と会議公開制度の推進
(2)国・都等との適切な政府間関係の確立	①国・都等との適切な政府間関係の確立
(3)自治立法権・自治解釈権の活用	①政策法務の推進
(4)地方分権の推進	※ ①地方分権への対応
(5)選挙管理の充実	①期日前投票環境の向上
	②開票事務の短縮化
	③意識啓発の強化
	④ICT等の活用による執行体制の強化
(6)行政の率直的な行動	①男女平等や環境保全等における行政の率直行動

(7) 広域的都市連携の強化	①施設共同利用等の連携強化
	②施設の共同建設
	③行政サービスの相互乗り入れの推進
	④友好市町村等交流の推進

(注1)ファシリティ・マネジメント:企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 「行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」の策定と推進

「行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」等の推進により、行政サービスの質の向上を図りつつ事業を徹底的に見直す「行政のスリム化」を図り、持続可能な自治体経営の創造を目指します。

2-(2)-① 市業務の民営化・委託化の一層の推進

2-(2)-② 提案型アウトソーシングの導入と推進

新たな行財政改革推進の取り組みとして、市が実施する事務の中で行政サービスの質的向上と効率の実施が見込まれる業務について、民間企業、NPO、市民団体、外郭団体等が実施方法や実施主体(サービス提供主体)等に関して提案する制度を創設し、取り組みを進めます。

提案を受けた事業のうち外部委託が可能と判断した業務について、委託化を図ります。

2-(3)-① 人財育成システムの検証・改善

「人財育成基本方針」に基づく人財育成システムの検証と改善を継続的に実施し、個々の職員の組織貢献度に応じた適正な評価が、昇任昇格、給与などの処遇により適切に反映される仕組みに改善します。また、キャリア開発の視点から、職員の業績・能力・態度に着目した公平公正な評価と能力開発、人財マネジメントを効果的に推進していきます。

市民要望や社会状況の変化に的確に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力となる人財の確保と育成を推進します。

2-(4)-① 組織・職員定数の見直し

2-(4)-② 戦略的評価・予算編成の推進

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しを推進するとともに、機動的かつ効率的な組織運営に向けた職員の適正な配置を図ります。あわせて、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の管理運営のあり方なども踏まえ、組織の見直しを行うほか、将来的な職員構成を視野に入れた職員採用を計画的に実施します。

また、各部による自主的な予算編成をさらに推進するなど、各部課の権限と責任の拡大を図る「庁内分権」を推進します。予算編成については、行政評価、「行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」との連動を強化するなど、さらに「選択と集中」を進めるための戦略的な仕組みを推進します。

4-(1)-① 「公共施設維持・保全計画 2022(仮称)」に基づくファシリティ・マネジメント(注1)の推進

4-(1)-② 公共財産の合理的な所有・利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」(PRE-パブリックリアルエステート)の確立

既存の公共施設の維持管理全般について、コストを抑えつつ効果的な保全整備の実施による長寿命化を図るため、公共施設維持・保全計画やデータベースシステムの構築に向けた取り組みを進めます。「公共施設維持・保全計画 2022(仮称)」及び「都市再生ビジョン」に基づき、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業など公共施設の再配置、見直し及び市有地の売却・有効活用を行います。

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の管理運営にあたっては、適正かつ効率的に行われるよう運営主体のあり方や手法について調査検討します。施設の整備については、市民から親しまれる施設となるよう、市民との協働による取り組みについて工夫するとともに、ネーミングライツの導入の検討など事業者との連携を図ります。また、施設の管理・運営のあり方を踏まえ、市の組織体制等についても見直します。

学校及び市民センター等の防災拠点施設や耐震改修促進法で対象施設とされる公共施設については、耐震診断等を進め、計画的な耐震改修や整備を進めます。

4-(1)-③ 公共施設の適正かつ効率的な管理体制の確立に向けた取り組み

「公共施設の管理適正化調査・検討チーム」の提案を踏まえ、公共施設の管理業務の見直しを図り、適正な維持管理コストによる質の高いサービスの提供のあり方を検討し、公共施設の適正で効率的な質の高い管理体制を確立します。

4-(2)-① 市庁舎建替え等プランの検討

4-(2)-② 第二分庁舎の建替え

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業との連携を図りながら、建設から既に46年を経過(昭和40年築造)している市庁舎の建替えについて検討を行います。また、老朽化した第二分庁舎(昭和34年築造、昭和59年改築)については、利用者の安全を確保するため建替えます。

IV 推進事業

2-(1)-① 市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立

債権管理基準の策定・徴収方法・徴収体制等について、庁内において調査・検討し、その結果を踏まえ、市債権管理の適正化を図り、効率的な収納体制の確立を目指します。

2-(2)-③ 指定管理者制度の検証と活用

平成18年度から導入した指定管理者制度について、指定管理者の評価を含めて検証し、それぞれの公の施設の特性に応じた効果的かつ効率的な制度の活用を図ります。

2-(2)-④ 市政窓口の民間委託化の推進

2-(2)-⑤ 市政窓口の今後のあり方の検討

平成23年度に実施した、三鷹台市政窓口の民間委託に続いて、平成24年度以降に東部市政窓口、西部市政窓口についても行政サービスの拡充と効率化の観点から、委託化を推進します。

また、今後の市政窓口のあり方について、検討します。

2-(2)-⑥ コンビニ交付の拡充及び住民基本台帳カードの普及促進

コンビニエンス・ストアの多機能端末(マルチコピー機)を利用して交付する証明書の範囲を拡大し、市民の利便性の向上を図るとともに住民基本台帳カードの普及促進に努めます。これに関連して国において、税、年金、医療、介護保険などの分野での活用を目指して導入を検討している「社会保障・税番号制度(共通番号制度)」の動向を注視し、適切な対応を図ります。

2-(2)-⑦ 外国人住民の住民基本台帳への移行

住民基本台帳法の一部改正により平成24年7月(予定)より外国人住民も住民基本台帳の適用対象となるため、円滑な移行を進めます。

3-(1)-① 広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

広報紙や市民便利帳の内容を充実するとともに、三鷹市長のメールマガジンの発行を継続します。

また、地域・生活・緊急情報の提供ツールとしての市民ニーズの高まりに応え、市民がよりスムーズに求める情報にたどりつけるよう、ホームページの充実及びリニューアルに取り組むとともに、CATVやソーシャルメディアなどの多様な情報媒体の活用を図ります。

3-(1)-④ 公文書の適正管理

公文書管理法が平成23年4月1日に施行されたことを踏まえ、歴史公文書等の選別基準の設定や文書の保存年限の見直しなどを図り、公文書を適正に管理します。

4-(1)-④ 固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備等による資産・債務管理の取り組み

公共施設の維持・保全・活用などの適正化を図るため、公共施設の土地・建物に関する情報を一元的に管理するデータベースを構築します。

5-(1)-① 自治基本条例の普及・啓発

5-(1)-② パブリックコメントの推進

5-(1)-③ 市民会議、審議会等への無作為抽出方式による市民参加と会議公開制度の推進

自治基本条例の普及・啓発を図るとともに、パブリックコメントの推進、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の制度、パートナーシップ方式の実施により自治の推進を図ります。

5-(4)-① 地方分権への対応

地域主権改革推進一括法案(第二次)に示された市区町村への事務事業の権限移譲について、必要な対応を図るなど、地方分権の確立に向けた取り組みを進めます。

V 関連個別計画

- ・行財政改革アクションプラン 2022(仮称)
- ・人財育成基本方針
- ・公共施設維持・保全計画 2022(仮称)
- ・耐震改修促進計画